

○国土交通省令第七十二号

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）の一部及び航空法関係手数料令の一部を改正する政令（令和三年政令第三百十七号）の施行に伴い、並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項、第三百三十一条の四ただし書、第三百三十一条の五、第三百三十一条の六第一項第八号及び第三項（第三百三十一条の八第二項において準用する場合を含む。）、第三百三十一条の七第一項、第三百三十一条の八第一項、第三百三十一条の十四、第三百三十二条の二第一項第二号及び第二項第二号、第三百三十五条の二第一項及び第三項、第三百三十七条第一項及び第二項、第三百三十七条の二並びに第三百三十七条の四、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十六条並びに航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）第八条第二項第一号の規定に基づき、航空法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月二十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

航空法施行規則等の一部を改正する省令

(航空法施行規則の一部改正)

第一条 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

「第九章 無人航

目次中「第九章 無人航空機(第二百三十六條―第二百三十六條の十二)」を 第一節 無人

第二節 無人

空機

航空機の登録(第二百三十六條―第二百三十六條の十一) に改める。

航空機の飛行(第二百三十六條の十二―第二百三十六條の二十三)「

第五條の二中「二百グラム」を「百グラム」に改める。

第百三十四條中「以下」を「第九章を除き、以下」に、「四箇」を「四個」に改める。

第二百九條の二第二項中「いう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第九章中第二百三十六条の十二を第二百三十六条の二十三とし、第二百三十六条の十一の前の見出しを削り、同条を第二百三十六条の二十二とし、同条の前に見出しとして「（搜索又は救助のための特例）」を付する。

第二百三十六条の十第一号中「及び住所」を「住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先」に改め、同条第二号中「製造者、名称、重量」を「登録記号」に改め、同条を第二百三十六条の二十一とする。

第二百三十六条の九を第二百三十六条の二十とし、第二百三十六条の六から第二百三十六条の八までを十一条ずつ繰り下げる。

第二百三十六条の五第一項に次の一号を加える。

五 リモートID機能の作動状況（第二百三十六条の六第二項各号に該当する飛行を行う場合を除く。）

第二百三十六条の五第二項中「前項第一号」の下に「及び第五号」を、「当該無人航空機」の下に「（当該無人航空機にリモートID機能を有する機器を装備する場合にあつては、当該機器を含

む。）」を加え、同条の前の見出しを削り、同条を第二百三十六条の十六とし、同条の前に見出しとして「（飛行の方法）」を付する。

第二百三十六条の四第一号中「及び住所」を「住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先」に、同条第二号中「製造者、名称、重量」を「登録記号」に改め、同条を第二百三十六条の十五とする。

第二百三十六条の三を第二百三十六条の十四とし、第二百三十六条の二を第二百三十六条の十三とし、第二百三十六条の前の見出しを削り、同条を第二百三十六条の十二とし、同条の前に見出しとして「（飛行の禁止空域）」を付し、第九章中同条の前に次の一節及び節名を加える。

第一節 無人航空機の登録

（法第三百三十一条の四ただし書の国土交通省令で定める場合）

第二百三十六条 法第三百三十一条の四ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する試験飛行を行うことにつきあらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合とする。

- 一 無人航空機の研究開発のために行うもの又は無人航空機の製造過程において行うものであること。
- 二 試験飛行を行う区域周辺の人又は物件の安全を確保するために必要な補助者の配置その他の国土交通大臣が定める措置が講じられているものであること。
- 2 前項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
 - 二 試験飛行の目的、日時、区域及び高度
 - 三 試験飛行に用いる無人航空機の種類その他の無人航空機の概要に関する事項
 - 四 その他参考となる事項
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、届出番号を通知するものとする。
- 4 第一項の試験飛行を行う者は、無人航空機に前項の届出番号の表示その他の当該無人航空機が

当該試験飛行を行うものであることを確認することができる措置を講じなければならない。

(登録の要件)

第二百三十六条の二 法第三百三十一条の五の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する無人航空機であることとする。

一 その飛行による事故の発生その他の事情を勘案し、航空機の航行の安全又は地上若しくは水上の人若しくは物件の安全が著しく損なわれるおそれがあると認められるものとして、国土交通大臣が指定した無人航空機又は国土交通大臣が指定した装備品を装備した無人航空機

二 表面の突起物（飛行に必要なものを除く。）その他の航行中の航空機又は地上若しくは水上の人若しくは物件に接触した場合においてその安全を著しく損なうおそれがある構造を有する無人航空機

三 遠隔操作又は自動操縦が著しく困難な無人航空機

2 国土交通大臣は、前項第一号の規定による指定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨及び当該指定に係る無人航空機又は装備品を公示しなければならない。

3 前項の規定は、第一項第一号の規定による指定の変更又は解除について準用する。

(登録の申請)

第二百三十六条の三 法第三百三十一条の六第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 無人航空機の種類
- 二 無人航空機の型式
- 三 無人航空機の製造者
- 四 無人航空機の製造番号
- 五 所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 代理人により申請をするときは、その氏名又は名称及び住所
- 七 使用者の氏名又は名称及び住所
- 八 申請の年月日
- 九 次に掲げる無人航空機の重量の区分の別

イ 二十五キログラム未満

ロ 二十五キログラム以上

十 無人航空機の改造（無人航空機の性能に及ぼす影響が軽微なものとして国土交通大臣が定める改造を除く。）の有無

十一 所有者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

十二 使用者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

十三 法第三百三十一条の六第一項の規定による登録記号（以下「登録記号」という。）を識別するための信号を電波を利用して送信することにより、当該電波を受信可能な通信端末機器を使用する者による登録無人航空機の識別を当該登録無人航空機の飛行中常時可能とする機能（国土交通大臣が定める技術的基準を満たすものに限る。）（以下「リモートID機能」という。）の有無（当該登録無人航空機にリモートID機能を有する機器を装備する場合にあつては、当該機器の型式、製造者及び製造番号を含む。）

十四 その他国土交通大臣が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に規定する書類を添付しなければならぬ。ただし、第一号イ及び第二号に掲げる書類にあつては国土交通大臣が提出を受ける日前六月以内に作成されたものに、その他の書類にあつては国土交通大臣が提出を受ける日において有効なものに限る。

一 所有者が自然人（次号に掲げる者を除く。）である場合 次に掲げる書類のいずれか

イ 印鑑登録証明書、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書をいう。）であつて、当該自然人の氏名、生年月日及び住所の記載されたもの

ロ 運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第四百四条の四第五項（同法第四百五条第二項において準用する場合を含む）

）に規定する運転経歴証明書をいう。）、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。）、特別永住者証明

書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳（国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は母子健康手帳であつて、当該自然人の氏名、生年月日及び住所の記載があるものその他官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので当該自然人の氏名、生年月日及び住所の記載があるもの（国土交通大臣が指定するものを除く。）のうちいずれか二の写し

二 所有者が本邦内に住居を有しない外国人（日本の国籍を有しない自然人をいう。）の場合

旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）の写し及び日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、前号イ又はロに定めるものに準ずるものの写し

三 所有者が法人である場合 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑登録証明書であつて、当該法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の記載があるもの（外国に本店又は主たる事務所を有する法人にあつては、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの）前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。

一 法第三百三十一条の六第一項の登録の申請を行う者が国土交通大臣に対し、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証

業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二條第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により本人であることの確認を受ける場合

二 法第百三十一條の六第一項の登録の申請を行う者（法人に限る。）が国土交通大臣に対し、識別番号及び暗証番号を当該者の使用に係る電子計算機から入力し、並びに当該電子計算機において設定した生体認証符号等（個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請を行う者を認証するための符号をいう。）を使用する方法により当該申請を行う場合

三 その他国土交通大臣が定めるところにより、法第百三十一條の六第一項の登録の申請を行う者が電磁的方法により本人であることの確認を受ける場合

4 第一項の場合において、代理人により申請書を提出するときは、その権限を証する書類を申請書に添付しなければならない。

5 前項の書類の添付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

(無人航空機登録原簿の記載事項)

第二百三十六条の四 法第三百三十一条の六第一項第八号の国土交通省令で定める事項は、前条第一項第九号から第十三号までに掲げる事項とする。

(通知の方法)

第二百三十六条の五 法第三百三十一条の六第三項(法第三百三十一条の八第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、書面又は電磁的方法とする。

(登録記号の表示等の方法)

第二百三十六条の六 登録無人航空機の所有者は、次に掲げるところにより当該登録無人航空機の登録記号を識別するための措置を講じなければならない。

一 次に定めるところにより登録記号を表示すること。

イ 登録記号は、装飾体でないアラビア数字又はローマ字の大文字により、耐久性のある方法で、鮮明に表示すること。

ロ 登録記号は、無人航空機の胴体のうち、容易に取り外すことができない部分の表面であつ

て外部から容易に確認できる場所に表示すること。

ハ 登録記号に使用する文字及び数字の高さは次のとおりとすること。

(1) 第二百三十六条の三第一項第九号イに該当する無人航空機にあつては、三ミリメートル以上

(2) 第二百三十六条の三第一項第九号ロに該当する無人航空機にあつては、二十五ミリメートル以上

ニ 登録記号の色は、表示する場所の地色と鮮明に判別できるものとする。

二 次のいずれかの方法により、当該登録無人航空機にリモートID機能を備えること。

イ 国土交通大臣の定めるところにより、リモートID機能を有する登録無人航空機に登録記号その他の必要な情報を入力する方法

ロ リモートID機能を有する機器を登録無人航空機に装備し、国土交通大臣の定めるところにより、当該機器に当該登録無人航空機の登録記号その他の必要な情報を入力する方法

2 前項第二号の規定は、当該登録無人航空機が次のいずれかに掲げる飛行に用いるものである場

合については、適用しない。

一 あらかじめ国土交通大臣に届け出たところに従つて当該届出に係る区域の上空において行われる登録無人航空機の飛行であつて、国土交通大臣が定めるところにより、次に掲げる措置が講じられているもの

イ 当該届出に係る区域の上空における無人航空機の飛行を監視するために必要な補助者の配置その他の措置

ロ 当該届出に係る区域の範囲を明示するために必要な標識の設置その他の措置

二 十分な強度を有する紐等（長さが三十メートル以下のものに限る。）で係留することにより登録無人航空機の飛行の範囲を制限した上で行う飛行

三 警察庁、都道府県警察又は海上保安庁その他国土交通大臣が指定する機関の業務であつて警備その他の特に秘匿を必要とするものために行う登録無人航空機の飛行

3 前項第一号の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- 二 登録記号
- 三 飛行の日時、区域及び高度
- 四 その他参考となる事項

(登録の更新の申請)

第二百三十六条の七 法第三百三十一条の八第一項の規定による登録の更新を受けようとする者は、

次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録記号
- 二 所有者の氏名又は名称及び住所
- 三 代理人により申請をするときは、その氏名又は名称及び住所
- 四 使用者の氏名又は名称及び住所
- 五 申請の年月日
- 六 その他国土交通大臣が必要と認める事項

2 第二百三十六条の三第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、同条第三項中「法第三百三十一条の六第一項の登録の申請」とあるのは、「法第三百三十一条の八第一項の登録の更新の申請」と読み替えるものとする。

(登録の有効期間)

第二百三十六条の八 法第三百三十一条の八第一項の国土交通省令で定める期間は、三年とする。

2 国土交通大臣は、登録無人航空機の所有者が、天災その他やむを得ない事由により、法第三百三十一条の八第一項の登録の更新を受けることができないと認めるときは、当該登録無人航空機の登録の有効期間を、期間を定めて伸長することができる。

(無人航空機の登録の有効期間の起算日)

第二百三十六条の九 無人航空機の登録の有効期間の起算日は、国土交通大臣が当該登録に係る法第三百三十一条の六第三項(法第三百三十一条の八第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の通知をした日とする。ただし、無人航空機の登録の有効期間が満了する日の一月前から当該期間が満了する日までの間に新たに法第三百三十一条の六第三項の通知をする場合

は、当該期間が満了する日の翌日とする。

(登録事項の変更の届出)

第二百三十六条の十 法第三百三十一条の十第一項の規定により登録事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録記号

二 所有者の氏名又は名称及び住所

三 代理人により届出をするときは、その氏名又は名称及び住所

四 届出の年月日

五 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

六 変更の事由及びその事由が発生した年月日

七 その他国土交通大臣が必要と認める事項

2 前項の規定による変更の届出が所有者の氏名、名称又は住所に係るものであるときは、第二百三十六条の三第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「申請書」

とあるのは「届出書」と、同条第三項中「法第三百三十一条の六第一項の登録の申請を行う者」とあるのは「法第三百三十一条の十第一項の登録事項の変更の届出を行う者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

3 第二百三十六条の三第四項及び第五項の規定は、第一項の登録事項の変更の届出について準用する。この場合において、同条第四項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。

(登録の抹消の申請)

第二百三十六条の十一 法第三百三十一条の十三第一項の規定により登録の抹消の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録記号
- 二 所有者の氏名又は名称及び住所
- 三 代理人により申請をするときは、その氏名又は名称及び住所
- 四 申請の年月日

五 抹消の事由及びその事由が発生した年月日

六 その他国土交通大臣が必要と認める事項

2 第二百三十六条の三第四項及び第五項の規定は、前項の登録の抹消について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

第二節 無人航空機の飛行

第二百三十九条の六の次に次の六条を加える。

(指定立替納付者の指定要件)

第二百三十九条の七 法第三百三十五条の二第一項に規定する国土交通省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 指定立替納付者として法第三百三十五条の二第一項の規定により手数料の納付をする者の当該手数料を立て替えて納付する事務（次号において「立替納付事務」という。）を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

二 その人的構成等に照らして、立替納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる知識及び経験

を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三 法第三百三十五条の二第一項の規定により手数料の納付をする者がクレジットカード等（それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。）を提示し又は通知して、商品若しくは権利の購入又は役務の提供を受けることにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額が当該手数料の納付をする者の支払能力を超えることがないよう必要な措置を講じていること。

四 手数料を口座振替により納付すること。

（指定立替納付者の指定の申請）

第二百三十九条の八 法第三百三十五条の二第一項に規定する国土交通大臣の指定を受けようとする者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならぬ。

2 前項の申請書には、定款、商業登記簿の謄本並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（法人でない者にあつては、資産又は納税に関する証明書）又はこれらに準ずるもの並びに前条第二号及び第三号に規定する基準を満たしていることを明らかにすることができる書類を添えなければならぬ。ただし、国土交通大臣が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによつて、自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）に記録されている情報のうち法第三百三十五条の二第一項に規定する措置を執るための用に供するものの内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場合については、この限りでない。

（指定立替納付者の口座振替による納付の届出）

第二百三十九条の九 法第三百三十五条の二第一項に規定する国土交通大臣の指定を受けようとする

者は、次に掲げる事項を記載した書面を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 名称及び住所並びに事務所の所在地

二 預金口座又は貯金口座の番号及び預金又は貯金の種別

三 金融機関の店舗の名称

(指定立替納付者の名称等の変更の届出)

第二百三十九条の十 指定立替納付者は、第二百三十九条の八第一項の申請書又は前条の書面に記

載された事項に変更が生じた場合は、速やかに、その旨を記載した届出書を国土交通大臣に提出

しなければならない。

(指定の取消し等)

第二百三十九条の十一 国土交通大臣は、法第三百三十五条の二第一項の規定による指定を受けた者

が同項に規定する指定の要件に該当しなくなつたと認められるときは、その指定を取り消すこと

ができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定立替納付者に通知しなければならない。

(指定立替納付者による納付の申出に係る納付情報の送信)

第二百三十九条の十二 国土交通大臣は、法第三百三十五条の規定による手数料の納付をしようとする者から、当該手数料の納付に際し、法第三百三十五条の二第一項の規定による申出があつたときは、納付すべき手数料の額その他必要な納付情報を、当該手数料を納付しようとする者又は指定立替納付者が預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による納付を委託した預金口座又は貯金口座のある金融機関に対し、電気通信回線を使用して送信するものとする。

2 災害その他やむを得ない理由により前項に定める納付情報を送信することができないと国土交通大臣が認める場合において、その理由がなくなつたときは、直ちに、当該納付情報を送信するものとする。

第二百四十条第一項第六十四号の二の次に次の三号を加える。

六十四の三 第二百三十六条第二項の規定による届出の受理

六十四の四 第二百三十六条第三項の規定による通知

六十四の五 第二百三十六条の六第三項の規定による届出の受理

第二百四十二条の表二の項上欄中「同項第六十四号」の下に「、第六十四号の三、第六十四号の四及び第六十四号の五」を加え、同項下欄中「又は承認」を「承認又は届出」に改める。

第二百四十三条第一項の表二の項上欄中「法第三百三十二条及び法第三百三十二条の二」を「法第三百三十二条第二項第二号及び法第三百三十二条の二第二項第二号」に改め、「省令の規定」の下に「、第二百三十六条第二項及び第二百三十六条の六第三項の規定」を加え、同条第二項の表二の項上欄中「第三百三十二条」を「第三百三十二条第二項第二号」に改める。

第三十号様式表面中「、航空機使用事業」を「、航空機使用事業、無人航空機の所有若しくは使用」に、「飛行を行う」を「所有者、使用者若しくは飛行を行う」に改め、同様式裏面中「operation」を「own, use, operation」に、「operates,」を「owns, uses, operates,」に改める。

(航空法関係手数料規則の一部改正)

第二条 航空法関係手数料規則（平成九年運輸省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とする。

第四条中「第八条」を「第九条」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（令第八条第二項第一号の国土交通省令で定める場合）

第四条 令第八条第二項第一号の国土交通省令で定める場合は、当該登録等の申請を行う者（法人に限る。）が国土交通大臣に対し、識別番号及び暗証番号を当該者の使用に係る電子計算機から入力し、並びに当該電子計算機において設定した生体認証符号等（個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請を行う者を認証するための符号をいう。）を使用する方法により当該申請を行う場合とする。

別表第一及び別表第二中「（第五条関係）」を「（第六条関係）」に改める。

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三号様式裏面及び第七号様式裏面中「航空機使用事業」を「航空機使用事業、無人航空機」の所在若しくは使用」に、「飛行を行う」を「所有者、使用者若しくは飛行を行う」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年六月二十日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中航空法施行規則第二百四十三条第二項の改正規定及び附則第四条の規定 公布の日
- 二 第一条中航空法施行規則第二百三十九条の六の次に六条を加える改正規定及び次条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月二十日）

(無人航空機に関する経過措置)

第二条 航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船であつて構造上人

が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができないものであつて、重量が百グラム以上二百グラム未満のものについては、航空法第二条第二十二項に規定する無人航空機とみなして、改正法附則第三条の規定を適用する。

（リモートID機能に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前に製造された無人航空機（前条の規定により無人航空機とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）であつて、技術上の理由その他のやむを得ない理由によりリモートID機能を備えることが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定めるものについては、第一条の規定による改正後の航空法施行規則（附則第五条において「新航空法施行規則」という。）第二百三十六条の六第一項第二号の規定は適用しない。この場合において、第一条の規定による改正前の航空法施行規則（附則第五条において「旧航空法施行規則」という。）第二百三十六条の五第一項の規定により当該無人航空機を飛行させる者が確認しなければならない事項については、なお従前の例による。

(指定立替納付者の指定に係る準備行為)

第四条 改正法による改正後の航空法第百三十五条の二第一項の規定による指定の手続は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

(検査員の証票に関する経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に交付されている旧航空法施行規則第三十号様式による検査員の証票並びに第三条の規定による改正前の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則第三号様式及び第七号様式による検査員の証票は、それぞれ新航空法施行規則第三十号様式による検査員の証票並びに第三条の規定による改正後の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則第三号様式及び第七号様式による検査員の証票とみなす。